**第３号表の２**

注 記 表

年　月　日から　年　月　日まで

一　継続企業の前提に関する注記
二　重要な会計方針に係る事項に関する注記
三　会計方針の変更に関する注記
四　表示方法の変更に関する注記
五　会計上の見積りの変更に関する注記
六　誤謬の訂正に関する注記
七　貸借対照表に関する注記
八　損益計算書に関する注記
九　株主資本等変動計算書に関する注記
十　税効果会計に関する注記
十一　リースにより使用する固定資産に関する注記
十二　金融商品に関する注記
十三　賃貸等不動産に関する注記
十四　持分法損益等に関する注記
十五　関連当事者との取引に関する注記
十六　一株当たり情報に関する注記
十七　重要な後発事象に関する注記
十八　連結配当規制適用会社に関する注記
十九　収益認識に関する注記
二十　その他の注記

備考

１　会社計算規則第 98 条第２項第１号に規定する会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）にあつては一、五、七、八及び十から十八までに掲げる項目を、同項第２号に規定する会計監査人設置会社以外の公開会社にあつては一、五、十四及び十八に掲げる項目を、同項第３号に規定する会計監査人設置会社であつて会社法第 444 条第３項に規定するもの以外の株式会社にあつては十四に掲げる項目を表示することを要しない。

２　この表は、会社計算規則第 99 条から第 116 条までの規定の定めるところにより記載する。

３　貸借対照表に関する注記は、会社計算規則第 103 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

(1)　新幹線鉄道大規模改修引当金は、全国新幹線鉄道整備法第 17 条第１項の規定により計上していること。

(2)　特定都市鉄道整備準備金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第８条の規定により計上していること。

(3)　特定都市鉄道整備積立金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第６条第１項及び第２項の規定により指定法人に積み立てていること及び当該指定法人の名称並びに同法第７条の規定により特定都市鉄道工事の工事費の支出に充てること及び当該特定都市鉄道工事の名称。

4　損益計算書に関する注記は、会社計算規則第 104 条に規定する事項のほか、全国新幹線鉄道整備法第 17 条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び全国新幹線鉄道整備法施行規則第 14 条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額を計上する場合にあつては、その金額とする。

5　この表に記載すべき注記は、当該注記に係る事項が記載されている表の末尾に記載することをもってこの表に代えることができる。